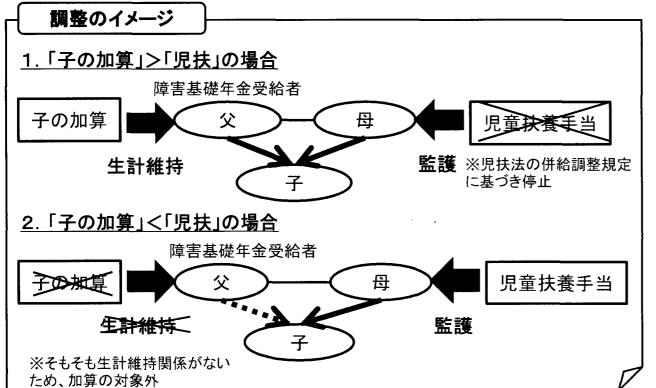
障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

- 〇 平成22年4月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成23年4月1日施行)により、<u>障害基礎年金の受給権発生後に子を有することとなった場合にも、障害基礎年金に子の加算を行う</u>こととされ、 子の加算の対象範囲が拡大された。
- 〇 児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、<u>特段の措置を講じないと、</u>受給権発生後に子を有したため、<u>これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた</u>者の児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。
- 〇 「児童扶養手当法の一部を改正する法律」(平成22年法律第40号)の附帯決議においても、上記のケース など受給世帯に不利な取扱いとならないよう指摘があったことを踏まえ、<u>障害基礎年金の子の加算に係る</u> 「生計維持」の取扱いを見直し、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはせず、 児童扶養手当の支給を可能とする。

※ 子の加算は、生計維持されている場合に行われるので、「生計維持されていない」との運用が可能になるようにする。



支給額(月額)

〇平成22年度ベース

	障害基礎年金 子の加算	児童扶養手当
第1子	18, 991円	41, 720円 ~9, 850円 (※)
第2子	18, 991円	5, 000円
第3子 以降	6, 325円	3,000円 洋

※受給資格者(母等)の所得に応じて